

屋は、伊勢外宮の御師松木神主の止宿所にて、外宮の遙拜所なり。新町にも旅屋あり。是は御師福井土佐が止宿所にて、従前は兩旅屋と呼べり。但し横堤町の旅屋は、其の實借屋の名目にて、表立ちたる止宿所にもなく、松木神主等が相對にて神殿造りをなし置けるものなるにより、明治五年縣廳より神殿造を指止められ、取毀ちたり。

○安見隱岐舊邸

安見隱岐邸の遺蹟は、元町會所の地なるよし、三州志來因概覽・三州名跡誌等にいへり。

○安見隱岐元勝傳

安見譜に云ふ。元勝祖父安見右近信國は、河内國交野郡白壁の城主なりしが、松永彈正久秀の爲に除かれたり。父右近勝之は秀吉公に奉仕し、伊豫國麻布の内一萬石を領せしかど、慶長五年利長卿に隨從し、加州へ來り六千石を賜はりけり。勝之の歿後元勝家を繼ぎ、右近と稱し、寛永二年隱岐と改稱す。初め六千石、後加恩ありて與力知共一萬四千石を領す。寛永十年罪科に依つて能登國嶋の地向田村へ配流を命ぜらる。とあり。按ずるに、備忘録には、安見氏

の祖を安見美作守といふ。河内國半國を領し、飯盛の城主なりしに、逆心ありとて松永霜臺呼之、於途中討之。然るに彼の後家三耳の城を固めたり。或時松永攻之とて行く道にて、城中に撞く六時の鐘を聞いて、此の城たやすく落つまじとて引返すと也。近頃は白壁の城と云ひしと也。是はこの堀白壁なる故也とあり。又寛文十一年安見與三左衛門由緒帳には、外祖父安見隱岐、河内國片野郡白壁之城代々持來處、松永彈正時代半人致し、秀吉公に被召出、伊豫國宇麻郡津田主水一所に領知被下置。關原陣之刻半人致し、瑞龍公へ筋目有之に付被仰寄、六千石被下置。二代目隱岐一萬四千石與力知共被下置。とあり。三州志糺養餘考には、安見右近元勝は右近勝之の子にて、六千石・五十銖を附す。後一萬四千石に至る。寛永二年隱岐と改名す。同十年能州へ流刑。其の罪不詳なれども、菅家見聞集に其の察按を載す。與三右衛門家は其の後の新知也。とあり。三壺記に云ふ。寛永十三年本多安房守政重の邸宅へ、人持柴寄合として何も集り、安見隱岐へ御意之趣申渡し、夫れより直に人數を付けて能州嶋の地向田村へ整居を命ぜられ、口

糧三十人扶持賜はりしが、五・六ケ年之内に病死せられ、哀成る次第とて、諸人涙を催しけり。安見盛りの頃は、右近大夫と申しけるを、毛利右近大夫殿に指合ひて、隱岐と改名あり。第一武道の覺隠れなく、鐵炮の一流を究め、弓馬の道殘る處なし。弟に伊織とて、是に千石賜はり、病死後二代伊織相續し、千石賜はる處、高野山へ引入り出家す。安見隱岐は、覺目出度侍也とて、一萬石の身躰にて、與力四千石外に付けられ、利常卿の姫君、佐久間半右衛門方にて御育立被成けるを、隱岐の養子に仰付けられ、成長し給ふ後、前田三代目對馬、未だ左兵衛と申す時、嫁娶命ぜられ、此の出生の子を長松丸と申しけり。かゝる御事なれば、如何成る儀有之ても、指してわざはひもなかるまじき事なるに、かやうに身代果てられたる不思議さよと、人皆申しけり。隱岐が家來の語りけるは、各の不審尤也。隠れもなき覺えの家、殊に縁者衆横山家、今枝家、前田黨の家々何れも念比なれば、其の威光に任せ我意も出來いたしけるにや。光高公の江戸へ初て爲入給ふ時、隱岐を執權に御頼之處に、達て辭退被申、終に不被參故、今枝民部を被召連

執權せられ、追付上様御成之時、民部七千石の上に貳千石の御加恩に成被申けり。又寛永六年に、於高岡瑞龍公の十七回忌に、江湖御付御弔被成ける時、御法會奉行を隱岐へ被仰付。其時施行米百石非人共へ被下。其非人共の中に肥躰成る男有之。是をとらへて窃に刀だめしを致しけり。誰も知る者なしといへども、惡事千里の習ひにて上聞に達しけるやらん。又先年江戸筋違橋の御普請の時、加州より役人共を伊豆山へ被遣、伊豆にて下行相渡す。役人頭の足輕金澤へ罷歸り、飯米之算用被申付處、引負有つて籠舎被申付。此足輕の妻女は、春香院殿の仕立の女也。成長の後、安見足輕頭の妻に春香院殿より仕立被遣。夫れに付春香院殿へ彼女參り、御訖言被成可被下旨申すに付、訖言被仰入といへども、隱岐承引なかりければ、妻女之儀構有るまじければ、此の方へ返し被申候へと被仰入處、隱岐聞いて、女も取りて籠舎申付けり。春香院殿より、女之籠舎は希代成る仕合也。早々渡し被申よと再三被仰遣處、隱岐返事にも不及、頓て夫婦共成敗し、則ち妻の死骸を村井出雲の前なる惣構の堀へ捨てけり。春香院殿、御女儀之